

五泉市農業委員会

令和5年 第2回 定例総会議事録

会議開催 令和5年2月28日(火) 午後2時00分
場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

出席委員(19人)

1番 大湊 弘明	2番 渡辺 清滋
3番 今井 聡	4番 亀山 公子
5番 大槻 彰吉	6番 高橋 喜美子
7番 川村 孝雄	8番 林 毅
9番 権平 孝男	10番 金子 信行
11番 小泉 和吉	12番 長谷川 亘
13番 渡邊 利雄	14番 羽賀 隆
15番 阿部 伸由	16番 樋口 勝俊
17番 酒井 美奈子	18番 加藤 健一
19番 松尾 タカ子	

欠席委員

無し

関係説明者

	次 長	五十嵐 敦
村松事務所長 本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査 松村 徹		

※山口局長は市議会出席のため欠席

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

8. 報告事項

報告第1号 令和5年度農作業労務参考標準賃金

五十嵐次長 総会開会前にお知らせです。

本日、山口局長が2月市議会に出席のため、総会は欠席となりますので、私が代わりに進行させていただきます。

それでは、ご案内の時間となりましたので、令和5年第2回定例総会を開催いたします。

会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和5年 第2回総会を開会いたします。

日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、全員で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号4番 亀山公子 委員、5番 大槻彰吉 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局阿部係長にお願いします。

続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。調査班の班長10番 金子信行 委員から報告してもらいます。

調査班長（金子信行 委員）

はい議長。議席番号10番、現地調査班 金子です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として2月の農地パトロールを実施しました。本日9時30分から私ほか、山口 推進委員、地濃 推進委員、山崎 推進委員と、

事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では三本木 1 丁目、橋田、尻上、一本杉、笹堀、菅出、村松地区では刈羽、高松等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。
最初に、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
はじめに資料の訂正をお願いいたします。議案書の 3 ページの番号 1 番ですが、現況地目のところに田と記載がありますが、畑であります。お詫びして訂正いたします。
それでは説明をいたします。今回の農地法第 3 条の規定による許可申請は、総数 4 件で、売買が 1 件、贈与が 1 件、賃貸借が 2 件となります。
個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。
3 ページをご覧ください。番号 1 番は、売買の案件となります。譲受人の経営規模拡大のため、畑 1 筆、面積 252 m²を議案書記載の金額で売買するものです。
6 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。
3 ページに戻っていただき、番号 2 番は、贈与の案件となります。譲受人の経営規模縮小、離農のため、畑 1 筆、面積 463 m²を近隣で耕作している譲受人に贈与するものです。
7 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。
3 ページに戻っていただき、番号 3 番は、賃貸借の案件となります。譲受人は笹堀地区で新設された農業法人であり、農地所有適格法人として新規参入を認められ、このたび新たに田 7 筆合計面積 6,045 m²を議案書記載の金額で貸し借りするものであります。
8 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を

満たすと事務局では判断しております。

4 ページをご覧ください。番号 4 番は、賃貸借の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、田 7 筆、合計面積 5,142 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものがあります。

9 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（金子信行 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は刈羽地内内地内の畑、番号 2 番は橋田地内の畑、番号 3 番は笹堀地内の田、番号 4 番は橋田及び尻上地内の田でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 　　ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 　　無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 　　挙手全員でありますので、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 　　はい、議長。

議 長 　　阿部係長。

阿部係長 　　はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第 5 条の規定による許可申請は、総数 1 件で、賃貸借が 1 件であります。個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明

いたします。

13 ページをご覧ください。番号 1 番と番号 2 番はひとつの案件であります。菅出地内の田 2 筆、合計面積 6,418 m²を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

20 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。申請地は、菅出地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

今回の案件は使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (金子信行 委員)

はい議長。説明いたします。

番号 1 番と番号 2 番は菅出地内の田でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」の、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

23 ページの議案番号 3 番は私が関係しますので、議事参与の制限により退室します。議長を加藤 代理に交代します。

(松尾タカ子 会長 退室)

議長 (加藤 会長代理)

議長を交代しました。

「あっせん審査委員会案件」の議案番号3番について、事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

23ページをご覧ください。令和5年2月14日火曜日に、あっせん審査委員会が開催され、議案番号3番の内容について審議されました。あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号3番は売買の案件です。番号3番は、面積383㎡。番号3番は規定面積を満たしていませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」の議案番号3番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」の議案番号3番は、原案のとおり決定されました。松尾 会長は入室してください。

(松尾タカ子 会長 入室)

議長 (松尾会長)

議長を交代しました。

続きまして、「あっせん審査委員会案件」の議案番号3番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

23 ページからをご覧ください。今月は先程ご審議していただいたものを含め、3 件の申し出がありました。

議案番号 1 番から 2 番の内容については、令和 5 年 2 月 14 日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号 1 番から 2 番は、売買の案件です。番号 1 番は、面積 1,907 m²。番号 2 番は、合計面積 494.61 m²。番号 2 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」の議案番号 3 番を除く案件は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」の議案番号 3 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

今月の通常案件は 60 件、その内、賃貸借の新規は 12 件、再設定は 48 件の申し出がございました。

24 ページからをご覧ください。番号 1 番から 12 番は、新規の利用権設定案件です。

番号1番は、合計面積8,078㎡。番号2番は、合計面積825㎡。番号3番は、合計面積2,226㎡。番号4番は、合計面積18,212㎡。番号5番は、合計面積2,506㎡。番号6番は、面積1,021㎡。番号7番は、面積25㎡。番号7番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

番号8番は、合計面積6,327㎡。番号9番は、合計面積8,149㎡。番号10番は、合計面積2,155㎡。番号11番は、合計面積17,349.54㎡。番号12番は、合計面積6,426㎡。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、37ページをご覧ください。番号13番から60番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「通常案件」は、原案のとおり決定されました。続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議長 松村主査。

松村主査 松村主査 はい。議長説明いたします。

80ページからをご覧ください。議案の説明の前に制度の改正についてご説明いたします。農地中間管理事業は、今回の制度改正により、集積計画と、翌月に報告していた配分計画を一括してお諮りすることになりましたのでよろしくお願いたします。

今月は、1件の申し出がございました。番号1番と2番は、先ほどご説明したとおり、2つで1セットの案件で、農地中間管理機構への賃貸借並びに転貸の案件となります。番号1番は、合計面積5,900.38㎡。番号2番は、合計面積5,900.38㎡。これらを議案書記載の金額で貸し借り並びに転貸するものです。

今月は、総数 田 5,900.38 m²を機構への貸借並びに譲受人へ転貸します。これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程 8「報告事項」に入ります。

「報告第 1 号 令和 5 年度農作業労務参考標準賃金について」事務局より説明をお願いします。

五十嵐次長 はい、議長。

議 長 五十嵐次長。

五十嵐次長 はい、議長。

それでは、私の方から「令和 5 年度農作業労務参考標準賃金について」ご説明いたします。

議案書の 87 ページをご覧ください。令和 5 年度農作業労務参考標準賃金について、2 月 14 日の役員会で検討したところ、近隣の市区町村の単価や県内の農業委員会の平均価格などと比較し、稚苗 1 箱当たりの価格を 700 円から 750 円に 50 円増額、その他作業の田作業の 1 人 1 日当たり単価を 7,000 円から 7,500 円に 500 円増額し、参考の標準賃金として農家の皆さんにお知らせしたいということになりました。

説明は、以上になります。

議 長 ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。
以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。
これをもちまして、令和5年第1回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時25分 閉会)